

コンビニ収納・スマホ決済Q&A

No.	質問	回答
1	コンビニ納付やスマホ決済の際、手数料などはかかりますか？	手数料はかかりません。
2	名寄市以外のコンビニでも納付できますか？	納付書の裏面に記載されている「納付できるコンビニエンスストア」であれば、全国どこの店舗でも納められます。
3	コンビニで納める際、クレジットカードや商品券、電子マネー（Edyなど）で納められますか？	クレジットカードや商品券、電子マネー（Edyなど）では納めることができません。現金で納めてください。
4	第1期分を納めるところ、間違っ て第2期分を納めてしまいました。 どうしたらよいですか？	第2期分の納付書で納めた場合は、第2期分として収納されます。原則、還付や他の期別への振り替えは行いませんので、改めて第1期分を納めてください。このとき、第1期分の納期限が過ぎておりますと、督促状が発送されます。また、「コンビニ使用期限」が過ぎておりますと、コンビニでは納めることができなくなります。
5	納付書が1枚ずつバラバラになっているのはなぜですか？	コンビニでは、ブック式（冊子）の納付書は取扱できませんので単票（1枚単位）になっております。コンビニでは「納める分」の納付書だけをレジにお出しく下さい。その際、期別の順番をお間違えの無いよう確認のうえ納めてください。
6	持っている納付書にバーコードがありませんが、コンビニで納められますか？	バーコードが印字されていない納付書は、コンビニではお取り扱いできません。納付書に記載の金融機関窓口などで納めてください。
7	納付書にバーコードが印字されているのに、コンビニで「お取り扱いできません」と言われました。なぜですか？	次の理由が考えられます。納付書に記載の金融機関窓口などで納めてください。 ・コンビニ使用期限を過ぎている。 ・バーコード部分が破損・汚損などで読み取れなくなっている。 ・金額を書き換えている。
8	コンビニで納めたら、「領収証書」と「レシート」を受け取りました。どちらを保管すればよろしいですか？	領収証書は納付した証明として、レシートはコンビニで正しく納付の手続きが行われた証明として、どちらも大切な書類ですので、両方とも保管してください。